第8章 保健医療サービス及び福祉サービス等に関する施策との連携

第1節 保健医療サービス及び福祉サービス等との連携

道は、国保の財政運営の責任主体としての役割とともに、市町村事務の広域的かつ効率的な実施の確保、健全な運営についても中心的な役割を担うことから、医療をはじめ、保健福祉全般に配慮した施策を推進する必要があります。

このような観点から、市町村における地域包括ケアシステム*の構築に向けた取組の重要性に留意した上で、国保部門と保健医療・福祉に関する施策その他の関連施策との連携に関する取組を進めます。

1 国保データベースシステム等情報基盤の活用

道は、国保データベースシステム等の健診・医療に係る情報基盤を活用し、市町村及び北海道国保連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言や支援を行うとともに、新たに構築した健康・医療情報データベースを活用し、市町村が効果的・効率的な保健事業に取り組めるよう、北海道国保連合会と連携して支援を行います。

2 保健医療と福祉サービスに関する施策等の連携

地域包括ケアシステムの構築において、道と市町村は、保健医療と福祉サービスに関する施策とその他の関連施策との連携がより一層進むよう、取り組みます。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者は、複数の慢性疾患の罹患に加え、要介護状態に至る前段階のフレイル状態になりやすい傾向があります。

人生 100 年時代を見据え、高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせる社会を目指し、運動、口腔、栄養、社会参加など心身の多様な課題にフレイルの段階から早期にかつ、きめ細やかな取組を行うためには、市町村における保健事業と介護予防などの一体的な実施が大変重要です。

市町村が行う国民健康保険保健事業と後期高齢者保健事業や保健事業と介護保険の地域支援事業等との一体的実施など、関係施策の連携が着実に進むよう支援を行います。

- ①関係部局や関係機関と連携して、市町村等に対して専門的見地等から支援を行います。
- ②本事業に係る好事例の横展開を進めます。
- ③北海道後期高齢者医療広域連合とともに事業の取組結果に対する評価や効果的な取組 の分析等を行います。
- ④必要に応じて、三師会等の医療関係団体等に技術的な援助等を依頼します。

第2節 他計画との整合性

道は広域的な保険者として、運営方針と、道の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」、「医療計画」、「障がい福祉計画」、「健康増進計画」等を連携させることにより、関連する保健・医療・福祉サービスを総合的に推進します。